

四日市市告示第 309 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに四日市市に意見書を提出することができる。

平成27年 6月 19日

四日市市長 田中 俊行

1. 都市計画の種類及び名称
四日市都市計画生産緑地地区
2. 都市計画を定める土地の位置及び区域
都市計画の図書において表示する
3. 縦覧場所
四日市市諏訪町1番5号
四日市市 都市整備部 都市計画課
4. 縦覧期間
自 平成27年 6月22日
至 平成27年 7月 6日
(土・日曜日を除く)

(都市整備部都市計画課)